

霞学区町内会連合会規約

(名称)

第1条 本会は、霞学区町内会連合会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第3条 本会は、霞学区内の町内会長、相談役及び顧問を以て組織する。

(目的)

第4条 本会は、霞学区内の町内会の自治活動について連絡提携を密にし、霞学区内町内会会員の福利増進を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内会の要望に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 社会道徳の振興に関すること。
- (4) その他必要と認めたこと。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を掌る。
- 4 監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員を選任)

第8条 役員は、総会において霞学区内の町内会の三役又は三役経験者の中から選任する。

霞学区まちづくり各種団体役員(経験者を含む)の中から選任することもできる。

- 2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議を分けて次のとおりとし、会長は議長となる。

(1) 定例総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要とみとめたときは、臨時総会を招集することができる。

(2) 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会は、本会運営に関する事項を審議し、決定事項を推進する。

(議決)

第10条 前条の会議は、構成員の三分の二以上の出席で成立し、出席構成員の過半数の賛成で議決する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

(相談役及び顧問)

第11条 会長は、本会の改善進歩に必要な事項を諮問するため、本会の業務に関し、学識及び経験を有する者のうちから、総会の議を経て相談役及び顧問を委嘱することができる。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

附則

本規約は、平成5年4月1日から施行する。

本規約は、平成18年6月15日に改正し、同日から施行する。

第3条の改正は平成19年4月1日から施行する。

第8条の改正は平成23年12月17日から施行する。

第6条の改正は平成29年5月6日から施行する。

第8条の改正は令和7年3月21日から施行する。